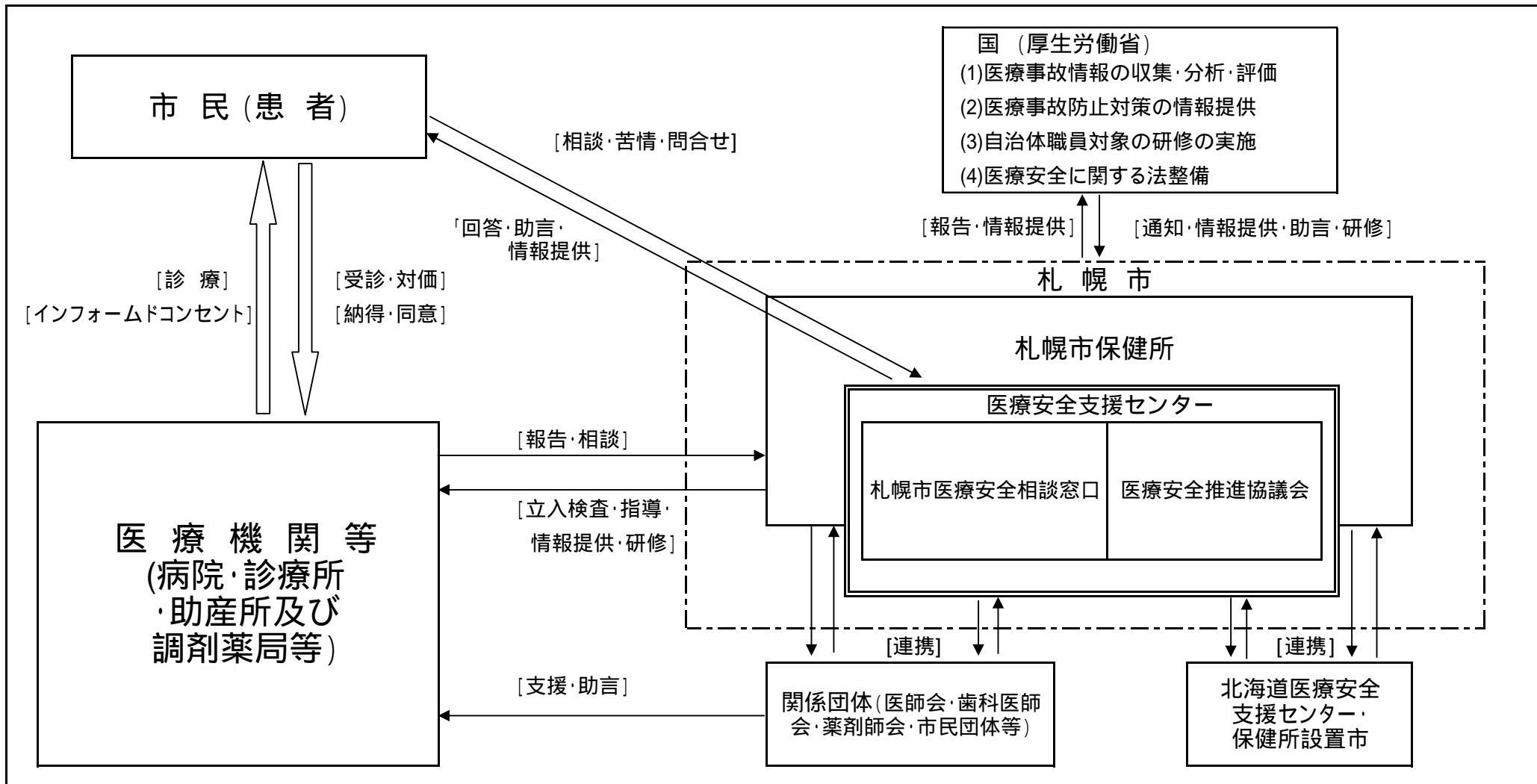


医療安全の推進に向けたそれぞれの役割



医療機関等における医療安全について、市民(患者等)からの相談・苦情・問合せ

医療法等の内容について回答。医療機関等(院長・担当医師等)と話し合うよう助言。医療機関情報等について提供

医療機関等へ事例により立入検査を実施。苦情相談内容を伝達し、対応策を助言・指導。医療機関への情報提供・研修等の開催

医療機関等から説明を求め、事例により報告の提出等を指導。医療機関からの医療安全に関する相談

医療安全の推進に向けて医師会等の関係団体と連携

関係団体から医療機関等への支援・助言等

重要事例(医療事故、院内感染等)について厚生労働省に報告・情報提供

厚生労働省から医療安全に関する法整備等の通知・情報提供・助言。医療安全に関する研修を受講

事例内容により、北海道医療安全支援センター及び保健所設置市と連携

協議会の構成について

